

羽曳野市いきいき百歳体操事業補助金

羽曳野市では、市内でいきいき百歳体操を実施されている団体に対して、継続可能な運営ができるよう、5万円を上限*として1回限りの助成を行います。申請手続きの流れなどは裏面に記載していますので、ご確認ください。

※自宅、公共施設を使用している場合は衛生材料費のみの上限2万円の補助となります。
備品を購入しない場合は衛生材料費のみの上限2万円の補助となります。

《対象となる経費》

衛生材料費

- ・感染症対策のための消毒等に係る衛生材料費
- ・フェイスガード、マスク等の消耗品の購入に係る経費

備品購入費

- ・椅子 ・モニター ・DVDプレイヤー ・空気清浄機
- ・二酸化炭素濃度測定器 ・加湿器

その他いきいき百歳体操事業の運営に必要な備品の購入に係る経費



◆ 次のような団体は対象となりません。

営利活動、政治活動及び宗教普及活動を目的とする団体
暴力団または暴力団員の統制下にある団体及びその関係者が関わるもの

◆ 同一団体への助成は原則として1会場につき1回限りです。

(注：年1回ではありません。)

◆ 記念品や慶弔金、飲食代、保険料は補助対象経費になりません。

《申請・問い合わせ》

羽曳野市地域包括支援課 担当 岡・島田

電話：072-947-3822 (直通)

072-958-1111 (代表)

補助金申請までの基本的な流れ

地域包括支援課へ相談

必要な書類をお渡しします
(説明会でも配布しています)

2月末までに
地域包括支援課へ交付を申請

事前の申請に必要な書類

- ①補助金交付申請書《様式 1》
- ②事業計画書《様式 2》
- ③予算書《様式 3》
- ④参加者全員の氏名、町名及び年齢層(65歳未満、65～74歳、75歳以上のいずれか)がわかるもの

交付決定の通知
(交付指令書)が届く

無い場合は《様式 11》を
ご利用ください。

予算書で提出した
備品・衛生材料を購入

3月活動最終日～2週間以内に
地域包括支援課へ活動実績を報告

活動最終日以降に提出する書類

- ・実績報告書《様式 5》
- ・決算書《様式 6》

補助金確定通知書・請求書が
届く

補助金確定の通知が来たら
提出する書類

- ・補助金交付請求書《様式 8》

4月末までに地域包括支援課へ
請求書を提出

補助金の交付